

「江戸川区オープンデータの推進に関する基本方針（第1.0版）」

<本方針の趣旨>

本方針は、「官民データ活用推進基本法」及び国が策定した「オープンデータ基本指針」、「政府標準利用規約（第2.0版）」、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を踏まえ、本区がオープンデータの取組を進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

<基本的な考え方>

1 オープンデータの定義

国が策定した「オープンデータ基本指針」における定義と同一とする。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読¹に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

2 行政情報のオープンデータを推進する意義

(1) 行政の高度化・効率化

データ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案を行うことで、効果的かつ効率的な行政の推進につなげる。

(2) 行政の透明性・信頼性の向上

政策立案等に用いられた公共データが公開されることで、区民等は政策等に関して十分な分析、判断を行うことが可能になり、行政の透明性、行政に対する区民等の信頼が高まる。

(3) 区民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、産業活性化

広範な主体による公共データの活用が進展することで、創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供、官民の協働による公共サービスの提供や改善が実現し、ニーズや価値観の多様化、技術革新等の環境変化への適切な対応とともに、多様な新サービスやビジネスの創出、企業活動の効率化等が促され、区内産業の活性化にもつながる。

3 オープンデータの推進に向けた取組の基本原則

(1) 法的に不可能なものを除き²、積極的に公共データをオープンデータとして公開し、

できる限り多くの情報を区民等が利用できるようにする。

(2) 可能な限り、機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。

(3) 営利・非営利目的を問わず、二次利用を可能とする。

(4) 成果や効率性を多面的に評価しながら、より効果的な取組になるよう改善を続ける。

4 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 出典の記載

利用者は、オープンデータを利用する際は、出典を記載するものとする。また、データを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載するものとする。

(2) 二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、原則として「CC BY4.0」³に基づいて二次利用を行えるものとする。

(3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

本区が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。ただし、本区が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

(4) 第三者の権利侵害の防止

第三者が著作権を有しているデータ、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得るものとする。また、外部データベース等とのAPI連携⁴等により取得しているデータについては、その提供元の利用条件に従うものとする。

(5) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件(利用規約)などを掲示する。また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者や本区が損害を被った場合、二次利用した者がその責を負う旨を明示する。

< 本区の取組と具体的な方向性 >

5 推進体制

オープンデータは、全庁的な体制により推進する。また、全庁的な普及及び理解に向け、職員に対する研修等を随時実施する。

6 オープンデータの提供方法

オープンデータの提供は、本区ホームページ上で行う。

7 利活用推進のための取組の方向性

(1) 利活用推進のための支援

区民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨や内容を検討した上で、必要に応じて各所属が連携し、支援する。

(2) 区民等との連携

区民等が行う利活用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討したうえで、連携・協力する。

(3) 成果の公開

区の公開したオープンデータを利活用した者は、その成果を区に報告するものとし、区は成果を共有して公表する。

(4) 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充について検討・改善を図る。

8 本方針の見直し

本方針の内容は、今後の国の検討及び技術の進展などを踏まえ、随時必要な見直しを行う。

< 参考・用語解説等 >

1：機械判読

- ・コンピューターが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別(判読)でき、データ内の値(表の中に入っている数値、テキスト等)が処理できること。

2：法的に不可能なものを除き

- ・「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、「官民データ活用推進基本法」第11条の主旨を踏まえ、個人情報を含むもの、国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではないものを除き、可能な限り多くの公共データをオープンデータとして公開することが望ましいとされている。

3：CC BY4.0

- ・クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際 (CC BY) のこと。国際的非営利組織クリエイティブ・コモンズが提供する著作物の商用利用、改変、複製等の許諾に関する条項で、「CCBY4.0 ライセンス」は原作者のクレジットを表示することを主な条件とする最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンスである。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、国内外でデータの有効な利活用を図る観点から、国際的にも広く認知されている標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC BY)」を採用することが望ましいとされている。

4：API 連携

- ・API とは「アプリケーション・プログラミング・インターフェース (Application Programming Interface)」の略称。API を活用してアプリケーション同士の機能を連携することを API 連携という。例えば、ニュースや天気情報などが掲載されているポータルサイトでは、気象庁などのオープンデータと API 連携することで、データを取得し、活用している。